

水田汎用化のための暗渠排水工の実施が可能な事業一覧

平成22年4月現在

区分	国庫補助事業							県単独事業
	農山漁村地域整備交付金			農山漁村活性化プロジェクト支援交付金				
事業名	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備	中山間地域総合整備事業 (生産基盤型)	(基盤整備促進)	(里地棚田保全整備)	(田園自然環境保全整備)	単県農山漁村整備事業
	(一般型)	(面的集積型) (農業生産法人等育成型)			事業メニュー：③暗きょ排水 要件類別：7	事業メニュー：57小規模農林地等 保全整備 要件類別：24等	事業メニュー：57小規模農林地等保 全整備 要件類別：12等	
工種	暗渠排水	暗渠排水	暗渠排水	暗渠排水	暗渠排水	(1) 農地の簡易な整備 暗渠排水工	(1) 農地の整備 暗渠排水工	水田高機能化対策
事業内容	将来、効率的で安定的な経営 体が農業生産の大部分を担う農 業構造確立のため、必要な生産 基盤及び生活環境基盤の整備を 経営体の育成と一体的に実施	将来、効率的で安定的な経営 体が農業生産の大部分を担う農 業構造確立のため、必要な生産 基盤及び生活環境基盤の整備を 経営体の育成と一体的に実施	基盤整備と耕作放棄地解消・ 発生防止のための関連支援策を 一体的に実施することにより、 基盤整備を契機とした耕作放棄 地の解消・発生防止による優良 農地の確保、耕作放棄地の解 消・発生防止に向けた地域の取 り組みを支援	中山間地域の地形条件等に即した 生産基盤整備を実施	農業の生産性の向上と安定的 な農業経営確立のため、多様な 営農が可能な水田の汎用化など の、きめ細かな土地基盤整備を 担い手の育成に併せて実施	簡易な農業生産基盤整備、土地改 良施設の整備、地域内外の住民の活 動に必要な施設の整備	自然再生の視点に基づく環境創造型 の整備	作物導入に応じた水田の汎用 化を促進するため小規模団地の 生産基盤整備を実施
単独実施の可否	×(他の工種と併せて実施)	○	○	×(区画整理と併せて実施)	○	○	×(景観・生態系保全と併せて実施)	○
採択要件	①促進計画、整備計画の作成 ②担い手数の増加(認定農業者 が事業採択時に比べ30%以上増 加、又は市町村の地域農業マス タープランの目標割合以上とな ること) ③担い手経営面積の増加 (集積率30%以上) ④受益面積20ha以上 ⑤整備後、30a以上の区画が 2/3以上 ※【担い手要件】 以下のいずれかを満たす担い手 の育成が必要 ①認定農業者(個人、法人) ②特定農業団体 ③地元 16歳以上、経営面積3.5ha以 上の農業者(組織の場合はオペ レーター)	(農業生産法人型の場合) ①促進計画、整備計画の作成 ②次のいずれかを満たす農業生 産法人等が育成されること。 ア)事業完了時に水田経営所得安 定対策(品目横断)の対象となる 農業生産法人が新たに育成さ れること。 イ)存在する農業生産法人が、完 了時、新たに品目横断の対象と なる特定農業法人となること。 ③農業生産法人等農地利用集積 率が30%以上となることが見込 まれること。 ④受益面積の合計が20ha以上 ⑤区画の面積が30a以上であ るものの面積の合計が当該区画 整理を行う面積のおおむね3分 の2以上であること。	①生産基盤整備事業における 受益面積に占める耕作放棄地及 び耕作放棄地となるおそれがある 農地の合計面積の割合が6% 以上(ただし事業実施前の担い 手農地集積率が50%以上の場合 は3%以上)であること。 ②受益面積の合計が20ha以 上(※営農上のまとまりのある 一定区域の規模の合計が60ha以 上であることを条件に一定区域 の範囲内で受益地を設定する ことが可能。この場合、耕作放棄 地解消計画の策定が必要) ③耕作放棄地解消等基盤整備 基本構想を策定すること。 ④耕作放棄地及び耕作放棄地 となるおそれがある農地につい て、長期(おおむね8年を想 定)の利用増進が見込まれるこ と。	①5法指定地域(若しくは準する地 域)又は5法指定地域を含む市町村 であること。 ②農業生産基盤整備事業の受益面積 の合計が次の基準を満たす地域。 【県営】20ha以上 【団体営】10ha以上 (県営、団体営共、ほ場整備を10 ha以上含むことが必要) ③農村振興基本計画に基づく実施計 画が策定された地域。 ④生産基盤の実施地域は、林野率 50%以上かつ勾配1/100の農用地 面積が全農用地面積の1/2以上を占 める地域であること。	①活性化計画を作成すること。 ②事業メニューに応じた要件を 満たすこと。 ○要件 【担い手育成型】 受益面積5ha以上であり、か つ担い手への利用集積が見込ま れるもの。 ※担い手要件、集積要件等は経 営体育成基盤整備事業と同。 【農地維持保全型】 受益面積5ha以上であり、か つ土地改良施設等の整備・保全 が見込まれるもの。	①活性化計画を作成すること。 ②事業メニューに応じた要件を満た すこと。 ○要件 ①5法指定地域(若しくは準する地 域)であること。 ②次のいずれかを満たす地域である こと。 【里地地域】 基金設置市町村に属する地域であ り環境創造区域内であること。 【棚田地域】 勾配1/20の農用地が全農用地面 積の1/2以上を占める地域。 ③受益面積1ha以上、受益戸数3戸 以上	①活性化計画を作成すること。 ②事業メニューに応じた要件を満た すこと。 ○要件 ①環境創造区域内であること。 ②地域住民等による土地改良施設等の 維持管理活動を促進する体制が整っ ており、土地改良施設等の保全又は保全 活動に資することが認められること。	①受益面積が2ha(中山間1 ha)以上20ha(中山間1 0ha)未満、 ただし、一定団地の農地面積 が2ha(中山間1ha)以上 あれば、施工面積が2ha(中 山間1ha)未満であっても実 施可能 ②対象戸数が2戸以上 ③事業費が500千円以上
事業主体	県	県	県	県・市町村・土地改良区・農協等	市町村・土地改良区・農協等	県、市町、土地改良区地	県、市町、土地改良区地	市町・土地改良区・農協等
負担割合(%)	国50%、県30%、地元20%	国50%、県30%、地元20% 【5法指定地域】 国55%、県30%、地元15%	国50%、県、地元 未定 【5法指定地域】 国55%、県、地元 未定	県営 国55%、県30%、地元15% 団体営 国55%、県15%、地元30%	国50%、県10%、地元40% 【5法指定地域】 国55%、県10%、地元35%	県営 国55%、県30%、地元15% 団体営 国55%、県10%、地元35%	団体営 国50%、県5%、地元45% 【5法指定地域】 国55%、県10%、地元35% ※県営の負担率未定	県 30~50% (市町の財政力指数による) 市町 【市町が事業主体の場合】 県費を含め事業費の65%以上 【その他団体が事業主体の場合】 県費を含め事業費の60%以上

※その他中山間(一般型)、農村振興、村づくり交付金、農地環境でも可能